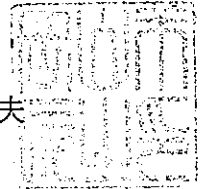


特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項及び岡山市特定非営利活動促進法施行条例第8条の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったため、同法第25条第5項において準用する第10条第2項の規定により公告する。

令和元年 7 月 24 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 申請のあった年月日
令和元年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 岡山ヒューマンスポーツクラブ
- 3 代表者の氏名
三宅 一夫
- 4 主たる事務所の所在地
岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル6階
- 5 定款変更の内容
 - (1) 総会の権能に係る事項
第23条第1項第4号中の「収支」を「活動」に改める。
 - (2) 理事会の権能に係る事項
第32条第1項第1号中の「収支予算」を「活動予算」に、第4号中の「収入」を「収益」に改める。
 - (3) 資産の構成に係る事項
第39条第1項第1号中の「設立当初」を「設立の時」に改め、第4号から第6号中の「収入」を「収益」に改める。
 - (4) 事業計画及び予算に係る事項
第43条第1項中の「収支」を「活動」に改める。
 - (5) 暫定予算に係る事項
第44条第1項中の「収入支出する」を「収益費用を講じる」に、第2項中の

「収入支出」を「収益費用」に改める。

(6) 事業報告及び決算に係る事項

第47条中の「収支計算書」を「活動計算書」に改める。

(7) 定款の変更に係る事項

第49条中の「軽微な事項を除いて」を「事項を変更する場合、」に改める。

(8) 公告の方法に係る事項

第53条を次のように改める。「この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」